

国住指第1033号
平成16年7月12日

各都道府県知事あて

国土交通省住宅局長

特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について（技術的助言）

特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（平成7年建設省告示第2089号。以下「指針」という。）第1の各号列記以外の部分のただし書の規定に基づき、指針第1に定める特定建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法について、別添のとおり認定したので、通知する。これらの方法の運用にあたっては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。また、関係市町村に対しても周知方お願いします。

なお、本通知の発出に伴い、平成8年建設省住指発第74号「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について」は、廃止するものとする。

記

- 1 「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定）（別添認定の表の(1)）について

「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定）は、鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号イから八までに掲げる特定建築物の耐震診断の方法と同等の効力を有する建築物の耐震診断の方法であり、当該部分の地震に対する安全性を判断するには、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標によるほか、さらに、指針第1第二号ニに定める保有水平耐力に係る指標の検討を要すること。

- 2 （財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）（別添認定の表の(2)）について

（財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）は、木造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第一号イから八までに掲げる特定建築物の耐震診断の方法と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法であり、当該部分の地震に対する安全性を判断するには、当該耐震診断の方法の診断表により求められる総合評点によるほか、さらに、指針第1第一号ニの(1)及び(2)に掲げる基準に従った構造計算を

要すること。この場合において、当該耐震診断の方法による当該総合評点が 1.0 以上であり、かつ、土台及び基礎が構造耐力上安全であることが確かめられた場合に当該部分は指針第 1 第一号イから八までに掲げる基準に適合するものであること。

なお、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項第二号に規定する建築物以外の木造の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき耐震改修の計画の認定を申請する場合には、平成 7 年 12 月 25 日建設省告示第 2090 号に基づき、指針第 1 第一号二に掲げる基準は適用されないことを念のため申し添える。

- 3 （財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（別添認定の表の(3)）について

（財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」は、鉄骨造の建築物、鉄筋コンクリート造の建築物及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第 1 第二号と同等の効力を有する建築物の耐震診断の方法であり、当該部分の地震に対する安全性は、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

なお、鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物についての第 1 次診断法による当該部分の地震に対する安全性の評価にあたっては、別表を参考とされたい。

- 4 （財）建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」（別添認定の表の(4)）について

（財）建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」は、非木造の建築物の構造耐力上主要な部分、屋根ふき材等及び建築設備について、指針第 1 第二号及び第三号と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法であり、これらの地震に対する安全性は、構造耐力上主要な部分については当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により、屋根ふき材等については建築非構造部材の耐震診断表により、建築設備については建築設備の耐震診断表により、それぞれ判断されること。

- 5 「屋内運動場等の耐震性能診断基準」（別添認定の表の(5)）について

「屋内運動場等の耐震性能診断基準」は、鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分（冷間成形角型鋼管を使用したものを除く。）について、指針第 1 第二号イから八までに掲げる特定建築物の耐震診断の方法と同等の効力を有する建築物の耐震診断の方法であり、当該部分の地震に対する安全性を判断するには、当該耐震診断の方法により計算される構造耐震指標によるほか、さらに、指針第 1 第二号二に定める保有水平耐力に係る指標の検討を要すること。

- 6 その他

（財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）又は（財）建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」により耐震診断を行い、法第 5 条第 3 項

第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第 1 項の規定により認定の申請をしようとする者は、法施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）第 2 条第 2 項に掲げる図書のほか、（財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）にあつては診断表を、（財）建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」にあつては建築非構造部材の耐震診断表及び建築設備の耐震診断表を、それぞれ提出することが望ましいこと。

別表

構造耐震指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1)	I_s が 0.8 未満の場合	指針第 1 に定める耐震診断を行う必要がある。
(2)	I_s が 0.8 以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、 I_s は、次の数値を表すものとする。 I_s 各階の構造耐震指標		

(別添)

平成7年建設省告示第2089号(以下「告示」という。)第1の各号列記以外の部分のただし書の規定に基づき、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法を、告示第1に定める特定建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力があるものと認める。この場合において、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法は、それぞれ、対応する告示の規定の欄に掲げる特定建築物の耐震診断の方法と同等以上の効果があるものとする。

表

	耐震診断の方法	対応する告示の規定
(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)」	告示第1 第二号イから八まで
(2)	(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	告示第1 第一号イから八まで
(3)	(財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」	告示第1 第二号
(4)	(財)建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	告示第1 第二号及び第三号
(5)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	告示第1 第二号イから八まで